

8 東彼杵町条例第 18 号

東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 15 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和２年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条 この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）<u>第２４３条の２の８第１項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第２４３条の２の８第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。 （最低責任負担額） 第２条 法<u>第２４３条の２の８第１項</u>に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、町から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第２０３条の２第１項又は第２０４条第１項若しくは第２項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の１会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）<u>第１７３条の５第１項第１号</u>の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 （１）～（４） （略）	（趣旨） 第１条 この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）<u>第２４３条の２の７第１項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第２４３条の２の８第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。 （最低責任負担額） 第２条 法<u>第２４３条の２の７第１項</u>に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、町から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第２０３条の２第１項又は第２０４条第１項若しくは第２項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の１会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）<u>第１７３条の４第１項第１号</u>の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 （１）～（４） （略）

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。